

## 【来年1月オープン予定】 メディカルフィットネス施設の愛称を募集します

町では令和2年1月、「矢巾町メディカルフィットネス施設」オープンする予定です。多くの方が利用しやすい施設とするため、施設の名称(愛称)を募集します。

町民に限らず、どなたでも応募できます。皆様のご応募をお待ちしております。

▼**応募方法** 名称(1人3点まで、補足説明を加えても可)と住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、10月25日(金)(郵送の場合は当日消印有効)までに下記の方法でご応募ください。

▼**メール** 件名に「メディカルフィットネス施設名称応募」と記載し、代表アドレス「yahaba2720@town.yahaba.lg.jp」へ送信してください。

▼**郵送または持参** 役場企画財政課未来戦略室メディカルフィットネス施設名称募集係(〒028-3692 矢巾町大字南矢幅13-123)まで。

▼**選考方法** 町で審査の上、最優秀1点を選定します。なお、受賞者と受賞作品は広報、町ホームページで公表します。

▼**問い合わせ** 役場企画財政課未来戦略室(☎611-2730)

※メディカルフィットネス施設の概要は、役場1階総合案内、町ホームページで取得できます。

## 地域活性化、起業への活動を支えます 地方創生センター「ハバターク」

矢幅駅東口1階にある町地方創生センター「ハバターク(HABATAG)」は、地域の活性化や起業を志す方の活動や交流を支援する町の施設です。

会員登録(無料)をすれば、活動拠点としてご利用できます。イベントなども随時開催していますので、お気軽にお越しください。

※地域おこし協力隊事務所も併設しています。

▼**利用対象** まちの活性化や起業に関心のある18歳以上の方

▼**施設内の設備** ワーキングスペース(最大20席)、パソコン3台、プロジェクター、キッチン、PRブース、無線LAN

▼**開所時間** 平日午前10時～午後3時 ※臨時開所の場合あり

### 10月のイベント「パソコン・スマホおたすけボランティア」

パソコンやスマートフォンでやってみたいことがある方や、操作が分からないという方を対象に、経験豊富な講師が無料で解決に向けたお手伝いをします。どなたでもお気軽にどうぞ。 ※1時間単位で要予約

▼**期間** 10月1日(火)～31日(木) ※15日(火)を除く。

▼**時間** 午前10時から午後3時まで(1時間単位の予約制とします)

▼**講師** デジタルサポートいわて代表 細川穰氏(ハバターク登録会員)

▼**問い合わせ** ハバターク(運営・一般社団法人矢巾地域まちづくりコンソーシアム☎601-2871、メール info@habatag.com)



## 町営住宅の入居者を募集します

▼**募集住宅** 三堤住宅4号棟2戸(家賃14,800円～22,000円)、森が丘住宅1戸(家賃21,400円～31,900円)

▼**入居者資格** ①同居する親族がいる又は満60歳以上の単身者②申請者または現在の同居親族に持ち家などがなく、現在住宅に困っている③現在、矢巾町に住民登録している、または矢巾町内に勤務している④市町村民税の滞納がない⑤保証能力がある連帯保証人があるなど ※詳しい資格や連帯保証人の要件などは、お問い合わせください。

▼**募集期間** 10月7日(月)～10月16日(水)

▼**抽選日・会場** 10月23日(水)午後6時～ 役場2階2-2会議室

▼**申し込み・問い合わせ** 役場道路都市課地域整備係(☎611-2635)

## 金婚式の参加者を募集します

矢巾町社会福祉協議会では、昭和44年に結婚したご夫婦を対象に祝賀会を開催します。

※昨年参加できなかった夫婦も参加可、バスで送迎します。

▼**日時・場所** 11月19日(火)午後1時～ 盛岡八幡宮崇敬殿

▼**参加費** 夫婦1組12,000円(当日会場でお支払いください。別途3,000円を盛岡八幡宮に納めると、ご祈祷を受けられます。)

▼**申し込み** 10月18日(金)までに、同協議会(☎611-2840、FAX697-8967)へ電話またはFAX(名前、住所・行政区、電話番号、ご夫婦の記念日、ご祈祷の希望の有無を記入)で申し込みください。

## 【10月1日～】軽自動車税 で環境性能割が導入

10月1日から自動車取得税（県税）が廃止され、自動車税と軽自動車税で、燃費性能で税率が決まる「環境性能割」が導入されます。また、現行の軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」となりますが、手続きや税率（税額）に変更ありません。

▼課税対象・時期 3輪以上の軽自動車（新車・中古車を問わず）の取得時

※賦課徴収は当面、県が行います。

▼税額 軽自動車の取得価格に表の税率を乗じた額

※消費増税に伴い、10月1日～令和2年9月30日に自家用の乗用車を取得する場合、税率が1%軽減されます。

▼その他 「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同じ扱いです。

▼問い合わせ 役場税務課賦課係（☎611-2522）

区分			税率	
			自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制10%以上低減）			非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	●平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）	令和2年度燃費基準+20%達成		
		令和2年度燃費基準+10%達成		
	●平成17年排出ガス基準75%以上低減達成（★★★★）	令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	1%
		平成27年度燃費基準+10%達成		
上記以外				2%

※かつこ内は10月1日～令和2年9月30日に自家用の乗用車を取得する場合

## やはば国保便り Vol.6 | 柔道整復師、はり・きゅう、 マッサージの上手なかかり方

整骨院・接骨院で受ける施術には、医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

また、はり・きゅう、マッサージに保険の適用を受けるには、医師の同意書が必要です。

### ◆柔道整復師の施術を受けるとき

#### ●負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷ではない場合は保険を使うことができないため、負傷の原因を正しく伝えましょう。また、交通事故などの第三者行為の場合は、役場住民課へご連絡ください。

#### ●施術が長引くときは医師の判断を受けましょう

長期間施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性があります。施術が長引く場合は、医師の診断を受けましょう。

### ◆はり・きゅう、マッサージを受けるとき

#### ●医師の同意書が必要です

健康保険を使って継続して施術を受けるには、6ヶ月ごとに医師の同意書が必要になります。

#### ●医療機関と一緒にかかることはできません

はり・きゅうの施術について、同一疾患で医療機関と同時にかかることはできません。

### 柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合

#### ○ 保険適用あり

外傷性が明らかな負傷の場合は、保険が適用されます。

#### 症状例

- ・打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ・骨折、脱臼（緊急時以外は 医師の同意が必要となります）

#### ✕ 保険適用なし

次のようなケースは保険が適用されず、全額自己負担となります。

#### 症状例

- ・日常生活での疲れや肩こり
- ・スポーツなどによる肉体疲労
- ・神経痛、リウマチ、慢性関節炎
- ・脳疾患後遺症などの慢性病

### はり・きゅう、マッサージにかかる場合

#### ○ はり・きゅうで 保険適用あり

- ・神経痛
- ・五十肩
- ・リウマチ
- ・腰椎症
- ・頸腕症候群
- ・頸椎ねんご後遺症

#### ○ マッサージで 保険適用あり

- ・筋麻痺
  - ・関節拘縮
- ※マッサージは傷病ではなく、症状に対する施術になります。

▼問い合わせ 役場住民課医療年金係（☎611-2501）